

○筑紫野市心身障害者扶養共済制度掛金の補助に関する条例

(昭和 45 年 7 月 27 日条例第 18 号)

改正 昭和 47 年 2 月 29 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、福岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和 45 年福岡県条例第 2 1 号。以下「県条例」という。)が実施する心身障害者共済制度(以下「共済制度」という。)に加入する心身障害者の保護者で掛金の納付が経済的に困難な者に対し、筑紫野市がその掛金を補助し、もって心身障害者の生活安定と福祉増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「保護者」とは、県条例第 3 条第 2 項の規定に基づく保護者をいい、かつ、同条例第 5 条第 2 項の規定によって加入を承認された者をいう。
2 この条例において「掛金」とは、県条例第 6 条第 1 項の規定に基づき保護者が県に納付すべき掛金をいう。

(掛金の補助)

第 3 条 掛金の補助対象者は、県条例第 5 条第 2 項の規定に基づき加入の承認を受け、その承認を受けた日の属する月の初日において筑紫野市内に住所を有する次の各号に掲げる世帯の保護者が納付する掛金について、当該各号に定める金額を補助する。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯 掛金の 10 分の 10 に相当する額
- (2) 前年度分の市民税非課税世帯 掛金の 10 分の 5 に相当する額
- (3) 前年度分の市民税のうち、均等割のみの課税世帯 掛金の 10 分の 3 に相当する額
- (4) 震災、風水害、火災その他の災害により生計の維持が困難となった世帯(ただし、この場合の適用期間は、12 ヶ月を限度とする。) 掛金の 10 分の 10 に相当する額

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 2 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。